

## 危険物乾燥設備における 爆発戸等の設置の例外措置について



厚生労働大臣は、平成 29 年 2 月 22 日、労働政策審議会に対して、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について諮問を行いました。この諮問を受け、同日、同審議会安全衛生分科会で審議が行われ、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

厚生労働省は、この答申を踏まえた省令等の改正作業を進め、今年3月に公布、4月(一部は6月)に施行する予定です。

### [危険物乾燥設備の爆発戸等に関する改正のポイント]

現在、労働安全衛生規則では、危険物乾燥設備(危険物又は危険物が発生する乾燥物を加熱乾燥する設備)については、内部で爆発が発生した場合に、設備全体の破裂などを防ぐため、有効な爆発戸、爆発孔などを設けることを求められています。

今回の改正では、爆発で発生した圧力を設備が変形することで吸収し、設備が破壊されることを防止できる構造等を持つ危険物乾燥設備については、爆発戸などを設置する義務を免除することとなります。

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 2 月 22 日付 厚生労働省ホームページ

分析技術箇所 佐藤亮平

